

別表一(二) 次葉

「35」欄又は「39」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

		事業 年度等	法人名		
法人税額の計算					
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800\text{万円} \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の15%相当額	42
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200\text{万円} \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の19%相当額	43
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 (1) - 10億円 $\times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44
	所得金額 (35) + (36) + (37)	38	000	法人税額 (42) + (43) + (44)	45
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の15%相当額	46
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (39)	40	000	(40)の19%相当額	47
課税標準法 (27)	「35」欄 特定の協同組合等※の法人税率の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第2項」 ② 「区分番号」欄：「00384」 ③ 「適用額」欄：「35」欄の金額(円単位) (注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u> 2 <u>別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u> ※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等				
法人税額の計算					
法人の申告前額	この申告により納税額又は減少する(11) - (53) 若しくは(54) - (22)			方法人税申告	
	課税土地譲渡利益金額	52		確定地方法人税額	59
	法人の還付				
	この申告前額				
法人の申告前額	欠損金又はこの当期控除額	50			
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	57			

別表一(二) 次葉 平二十八・四・一以後終了事業年度等分